

【外務省主催】令和8年度 NGO インターン・プログラム（若手人材育成） （募集要項）

インターン受入団体の募集について（募集枠6団体）

◆ 事業概要

国際協力に対する関心の高まりを背景に、市民による国際協力の担い手である NGO への就職を希望する若い人材が増えています。本プログラムでは、NGO への就職を希望する若手人材のための門戸を広げると同時に、若手人材の育成を通じて NGO による国際協力を拡充するため、インターン育成を NGO に委託し、育成にかかる一定の費用を支給するものです。本プログラムは 2010 年度から開始され、これまで 100 名を超えるインターンが本プログラムを卒業し、その多くが現在、国際協力の場で活躍しています。本年度は 16 年目を迎え、6 団体の募集を行うこととなりました。

◆ 事業内容

外務省が、国際協力に従事する日本の NGO に対して、若手人材を約 10 か月間受け入れ、実務を通じて育成する業務を委託します。インターン受入団体に対して、外務省から運営事務局を通じて、以下の経費を支給します。

《固定経費：125,500 円/月》

以下 4 項目に充てる経費（金額は目安）

- | | | |
|-----------|---|---------------|
| ① 消耗品費 | : | 500 円/月 |
| ② 通信費 | : | 5,000 円/月 |
| ③ 指導経費 | : | 20,000 円/月 |
| ④ インターン手当 | : | 100,000 円以上/月 |

《実費》

- | | | |
|--------------|---|-----------------|
| ① 交通費 | : | 10,000 円/月（目安） |
| ② 損料（リース設備費） | : | 7,000 円/年 |
| ③ 海外渡航費 | : | 320,000 円/年（目安） |

10 か月で
約 120 万円+交通費支給！

海外研修にかかる
渡航費や宿泊代をカバー！

インターン使用の備品（事務用品
のリースやレンタル費用）も
申請可能！ ※一部条件あり

◆ 応募方法・締切り

- (1) 受入れを希望する NGO は、育成対象となる人材（インターン）を特定の上、以下 4 点の提出書類（ウェブページにて掲載済）を運営事務局へ 4月20（月）～5月13（水） <必着> 迄に郵送にてご提出下さい。持参は不可です。なお、応募書類は返却しませんので、予めご了承ください。
- (2) 締切り後、書類審査を実施し、主に人材の育成及び定着を図るという本プログラムの趣旨に合致するかという観点から、令和 8 年度に育成を委託する 6 団体を選定します。

◆ 提出書類・条件

- (1) 団体概要（別添 1）
 - 受入団体の条件：国際協力に従事する日本の NGO で特定非営利活動法人（認定 NPO 法人を含む）、社団法人または財団法人の法人格を有する団体。
- (2) インターン経歴書（別添 2）
 - インターンの条件および対象：
 - ・原則として、国際協力分野に従事する日本の NGO での勤務を希望する、大学卒業以上の若手人材であること。
 - ・応募団体にて新規にインターンとして採用する人材、または令和 8 年 1 月 1 日以降に有給専従職員として採用された人材（ただし、過去に他団体で有給専従職員勤務経験ない人材）であること。
- (3) 育成計画書（別添 3）
 - 育成期間：10 か月（令和 8 年 6 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）
※育成したインターンを正職員としての採用も視野に入れて、最大 2 年連続した当該インターンの育成を認める場合があります（書類選考あり）。
 - インターンの勤務条件：週 25 時間以上
 - 育成期間中に最低 1 回、海外事業地における業務に従事させること。
ただし、危険情報及び感染症危険情報レベル 3（渡航中止勧告）が発出されている国・地域については、本プログラムでの渡航はできません。危険情報及び感染症危険情報レベル 2（不要不急の渡航は止めて下さい）が発出されている国・地域での研修については、渡航の可否を事前に別途検討します。また、通常の危険情報レベルも併せて渡航の可否を検討します。
 - 海外研修が不可能になった場合、国内研修代替案も実施していただけます。その際の計画書も必要です。
- (4) 固定経費内訳書（別添 4）
 - 上記「◆事業内容」で提示している【固定経費】について、記載の内訳金額は目安であり、合計額（125,500 円）の範囲内で、調整できます。各費目において使用する予定金額の内訳を記載してください。これは、当該経費が費目以外の目的で使用されないこと、またインターンに対して相応の手当（給与）が支給されること（100,000 円以上/月）を確認するものとなります。
※インターン手当を含め、団体の判断より合計額を超える不足分は、必要に応じて自己資金で補充してください。

◆ 注意事項

【重要】健康診断について

採用された団体のインターンの方には、すみやかに健康診断を受診いただき、その結果を提出していただきます。なお、その結果によっては渡航計画や育成計画の変更を求める場合もありますので、ご承知おきください。

安全管理のため、「たびレジ」及び「在留届」の登録を必ず行ってください。また、研修出発前には現地及び本邦緊急連絡先（携帯番号を含む）の提出をお願いします。

- たびレジ（外務省）
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>
- 在留届（外務省）
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

◆ 結果発表

令和 8 年 5 月 25 日（月） 【予定】

運営事務局ホームページにて発表するとともに、郵送でも通知を行います。

《「NGO インターン・プログラム」専用ウェブページ（JOCA ウェブサイト内）》

<https://www.joca.or.jp/news/project/ngointern/>



◆ プログラム開始

選定団体には、令和 8 年 6 月 1 日よりインターンの受け入れを開始していただきます。

【お問い合わせ先】

令和 8 年度 NGO インターン・プログラム事務局
公益社団法人 青年海外協力協会（JOCA/ジョカ）

担当：伊藤、土山

〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺 484

TEL: 0859-36-8010

Email: ngointern@joca.or.jp
